



記録的な暑さが続いた今年の夏でしたが、ようやく涼しさを感じられるようになりましたが、今年の10月は平年より気温が高くなる予想だそうです。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和7年10月1日
代表社員 大嶋 幸児

年収の壁

10月に入り、千葉県の最低賃金が従来の1,076円から1,140円に引き上げられました。引き上げ率としては5.95%となります。

今年は「年収の壁」が引き上げられることになったので、最低賃金も上がって、手取りも増えると思っていらっしゃる方も結構いるかもしれません、制度がかなり複雑ですのでうっかりすると手取りが減ってしまう可能性もあります。

今年も残り3か月となりましたが、比較的多いのが「専業主婦（主夫という方もいらっしゃると思います）の場合は、いくらまで働いていいの？」という質問ですね。

簡単に「壁」を整理しました（いずれも給与収入しかない人を前提とします）。

106万円	従業員51人以上の会社に勤めていると社会保険料（厚生年金保険料・健康保険料）の加入義務が生じます。 この負担が大きい！
110万円	住民税の納付義務発生（お住まいの市区町村に若干の違いがあります）。それほど大きな負担ではないはずです。
123万円	配偶者控除がなくなります（納税者本人の合計所得が1000万円以下の場合）。ただし配偶者特別控除が受けられます。
130万円	従業員50人以下の会社に勤めていても社会保険料（国民年金・国民健康保険）の加入義務が生じます。 この負担が大きい！
150万円	大学生など（19歳以上23歳未満）がこの額を超えて働くと親の手取りが減ってしまいます。 この負担が大きい！
160万円	配偶者特別控除が段階的に減額されていきます。

手取りを大きく減らさないためにはまずは106万円か130万円のいずれかに留意するようにして下さい。

以上